

制度改正に伴う船員保険積立金の移管等の取扱い(案)

【平成21年12月末時点での積立金】

約1309億円(平成20年12月時点の推計)



約1243億円(平成21年11月時点の推計)
(1309億円 + 24億円 - 90億円 = 1243億円)

(上記の金額変更の理由)

20年度及び21年度決算において、当初の見込みより24億円多く剰余金が発生する見込みであり、積立金もその分増加。

21年度予算において、補正予算に伴う失業給付及び雇用調整助成金の措置並びに21年11月分の保険料が22年1月に協会に納付されることに伴う年内の資金繰りのため、積立金から90億円を取り崩し、予算に繰り入れた分、積立金が減少。

積立金全体としては、約66億円減少。

(備考)

移管・承継額(確定値)は、21年度決算時に報告の予定。

【移管に際しての取扱い(案)】

(積立金としての移管・承継)

労働保険特別会計への移管：約1005億円

(内訳) 労災：約983億円、雇用：約22億円

全国健康保険協会への承継：約238億円

(内訳) 被保険者分：約202億円

支払準備 + 福祉・業務部門：約36億円

(上記の金額についての考え方)

労災・雇用への移管額、被保険者分の承継額は、平成20年12月時点の関係者合意金額を変えない。

左記の積立金減少分(約66億円)は、協会への承継額(被保険者分を除く)で調整。

+

(積立金以外での協会への承継)

上記積立金のほか、「約73億円(21年4月～12月の収支差 + 21年11月分保険料) + α (年内の福祉施設譲渡等収入)」を剰余金として協会に承継予定。



協会への実質的な承継額は(311 + α)億円の見込み
(20年12月時点推計額(305億円)より微増の見込み)。